

## 心身障害児総合医療療育センターにおける研究費に関する管理・不正対応規程

### (目的)

第1条 この規程は、心身障害児総合医療療育センター（以下、「センター」という。）職員が国、地方公共団体、またはその外郭団体等からの公的資金あるいは財団及び民間企業からの研究助成金を交付されて研究を遂行する際の研究費の適正な運営及び管理を目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において研究費とは、研究者が研究テーマを設定し、申請した結果、資金配分機関から受ける研究に関する競争的資金、民間研究助成金等をいう。

2 この規程において不正とは、研究費を本来の用途以外の目的に使用すること、あるいは虚偽の請求に基づき、またはその他法令等に違反して研究費を支出することをいう。

### (適用範囲)

第3条 研究費の取扱いは、法令、研究費の配分機関により特段の定めがある場合、またはセンターで他の定めがある場合の他、この規程の定めるところによる。

### (最高管理責任者)

第4条 センター全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、センター所長をもって充てるものとし、その職名をセンターホームページで公開する。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### (総括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理についてセンター全体を統括する責任及び権限を有する者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、整肢療護園長をもって充てるものとし、その職名をセンターホームページで公開する。

3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、最高管理責任者が定めた基本方針に基づく不正防止計画を策定・実施する。なお不正防止計画の策定・周知・実施については第10条から第12条において定める。

4 統括管理責任者は、研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たったのかをしっかりと理解させるためのコンプライアンス教育を実施するため体制づくりを行う。

5 前項の教育の実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。

6 前第4項の教育内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書（様式1）の提出を求める。

7 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

(事務管理責任者)

第6条 センターの研究費に関する事務の管理は、事務部長が事務管理責任者として最高管理責任者および統括管理責任者を補佐する。

2 事務管理責任者は、研究費の適正な事務管理の責任を有する。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 センターの研究費の運営・管理について責任及び権限を有する者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、外来療育部長をもって充てるものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、その職名をセンターホームページで公開する。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号の業務を行う

(1) センター内における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、センター内の研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度を確認するとともに統括管理責任者にその状況を報告する。

(3) センター内において、構成員が、適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

5 コンプライアンス推進責任者は、センター内において関係部署の協力を得て、研究費を使用する研究の進捗管理及び予算執行管理を行うとともに、不正行為を防止するよう努めるものとする。

(コンプライアンス推進副責任者)

第8条 コンプライアンス推進責任者を補佐する者として、コンプライアンス推進副責任者を置く。

2 コンプライアンス推進副責任者は、前条で定めるコンプライアンス推進責任者となる者を除きセンター所長が指名する者とする。

(情報発信・共有化の推進)

第9条 職員等からの事務処理手続き及びルールに関する相談に対応するため、相談窓口を庶務課に置く。

2 庶務課は、関係部署と連携して相談に誠意をもって対処しなければならない。

3 庶務課は、研究費の不正への取組みに関する方針等について、センターのホームページ等により公表するものとする。

(不正防止計画の策定)

第10条 統括管理責任者は、研究費を適正に運営及び管理するため、不正を発生させる要因を把握したうえで不正防止計画を策定し最高管理責任者に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の報告を受け、必要に応じて統括管理責任者に対し、不正防止計画の修正を命ずるものとする。統括管理責任者は不正防止計画の修正を行ったときは最高責任者に報告しなければならない。

3 不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行う。

4 統括管理責任者は不正防止計画に関する事項をセンター組織規程に記載し、進捗状況の管理を行うものとする。

(不正防止計画の周知)

第11条 統括管理責任者は、前条の不正防止計画を関係職員に周知し実行させることとする。

(不正防止計画の実施)

第12条 不正防止を推進し、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するため、研修・研究部長、研修・研究部事務職員及び研究者1名以上を構成員とする不正防止計画推進チームを設置する。

2 最高管理責任者が率先して対応していることをセンター内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(不正行為相談窓口)

第13条 センターにおける研究費の不正行為について、センター内外からの研究費の運営及び管理に係る不正に関する申立てや情報提供及び相談等（以下、「告発等」という。）に対応するための窓口（以下、「不正行為相談窓口」という。）を置く。

2 不正行為相談窓口は、庶務課に置く。

3 最高管理責任者は、研究費の不正行為の告発等に関する仕組みについて、その具体的な利用方法を周知徹底するとともに、センターのホームページ等により公表するものとする。

4 不正行為相談窓口担当者は、研究費の不正行為に関する情報を得た場合は、速やかにその旨を統括管理責任者に報告しなければならない。

5 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、迅速かつ確実に最高管理責任者に報告しなければならない。

6 センターは、単に告発等をしたことを理由に告発者等に対し不利益となる取り扱いを行わないものとする。

(調査委員会)

第14条 研究活動における不正行為及び公的研究費等の不正使用に関して調査等を行う機関として、調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) 事務管理責任者

(3) 看護部長

(4) 外部有識者（弁護士又は公認会計士等）

(5) その他最高管理責任者が指名する者

3 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

4 第2項各号に定める委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。直接の利害関係があると最高管理責任者が認めた場合は、当該委員に代えて他の者に審査させることができる。

5 調査委員会は、不正の有無及び内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の相当額等について調査

を行う。

- 6 委員長、委員及びその他の者で、調査委員会に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた場合も同様とする。

(不正に係る調査等)

第15条 最高管理責任者は、第13条の報告を受けたとき又は必要と判断するときは、調査委員会に調査を指示するものとする。

- 2 告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

(不正行為に係る懲戒等)

第16条 最高管理責任者は、前条に定める調査の結果、不正を認定した場合は、必要に応じて、研究費の使用停止を命じ、これを公表するものとする。

- 2 職員が不正行為に関与した場合の懲戒については人事院規則による。

(内部監査)

第17条 研究費の適正な管理のために、センター全体の視点からモニタリング及び内部監査を行うため、研修・研究部事務室及び事務部経理課の職員を構成員とする内部監査チームを設置する。

- 2 内部監査チームは最高管理責任者の直轄とする。
- 3 内部監査チームは監査の結果を最高管理責任者及びセンター部長会議へ報告するものとする。
- 4 内部監査チームは、少なくとも1年に1回以上、会計書類の形式的要件等のチェックのほか、研究費の運営・管理体制の不備について検証を行う。
- 5 内部監査チームは不正発生要因に応じた内部監査を実施する。

(業者の不正防止等)

第18条 取引業者に対して研究費の適正な運営に関するルール及び次の各号に定める内容についてセンターホームページへの掲載及び研究所玄関ロビー等への掲示により積極的に周知する。

- (1) 取引業者に対しては一定の取引実績に応じて誓約書(様式2)の提出を求める。
- (2) 職員の研究費の不正運用に加担・協力した業者については、当所との取引停止等の処分を厳正に行う。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、センター所長が行うものとする。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、研究費の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この規程は平成28年4月1日から施行する。